

○ 子育て・教育環境の充実

(3) 待機児童の解消及び安全・安心な保育環境のための施策の充実

(こども家庭庁)

【本市の提案・要望】

- 「新子育て安心プラン」に基づく支援施策の継続・拡充
(保育人材確保・保育所等整備)
- 国基準の緩和による待機児童解消
- 実勢に見合った給付費への改善
- 安全・安心に保育できる環境の確立

【現状・課題】

- 本市の待機児童数は大幅に減少したものの、根本的な待機児童問題は未だ解決しておらず、万博効果やコロナ禍後の雇用状況のさらなる改善等により、**今後も保育ニーズは増加すると見込まれ、施策の継続・拡充が必要である**。こうした量的な拡充に加え、昨今の安全を脅かす不適切な保育や死亡事故の未然防止のためには、質の確保として**安全・安心な保育環境を確立するための制度創設等が必要である**。

(「新子育て安心プラン」に基づく支援施策の継続・拡充 (保育人材確保・保育所等整備))

- 本市では、保育人材確保のため、本市独自の補助事業等を実施しているが、**保育士の給与水準が一般労働者よりも低いことが、保育士不足の一因として考えられる**。国において保育士等の収入を3%引き上げる措置がなされたものの、一般労働者との給与水準格差の是正には至らないため、**国の責任においてさらなる給与改善を図るべきである**。
- また、保育士の加配経費の補助事業により、保育士の働き方改革に向けた取組を進めているが、国において、さらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実を図るべきであり、**保育士の休暇取得を促進する加配制度の創設など、人材確保支援策の継続・拡充が必要である**。
- 一方、**施設整備促進のためには、整備費が補助基準額を大幅に超過し過度な事業者負担となっているため、補助基準額の引上げが必要である**。

(国基準の緩和による待機児童解消)

- 待機児童等の実情に応じ**居室面積基準を定めることができる特例措置は令和6年度末まで**だが、本市のように保育所等の新規設置が困難な都市部にあつては、この措置を活用し各園が安全を担保できる範囲で少しずつ定員を増やすことで多数の入所枠を確保しており、**待機児童解消に非常に有効であることから、期限を設けるべきではない**。
- 地域型保育事業について、**令和6年度末までの連携施設確保の経過措置を延長し、また、連携要件のひとつである「代替保育の提供」については、連携先施設の職員確保が困難などの課題がある状況を鑑み、努力義務に緩和すべきである**。

(実勢に見合った給付費への改善)

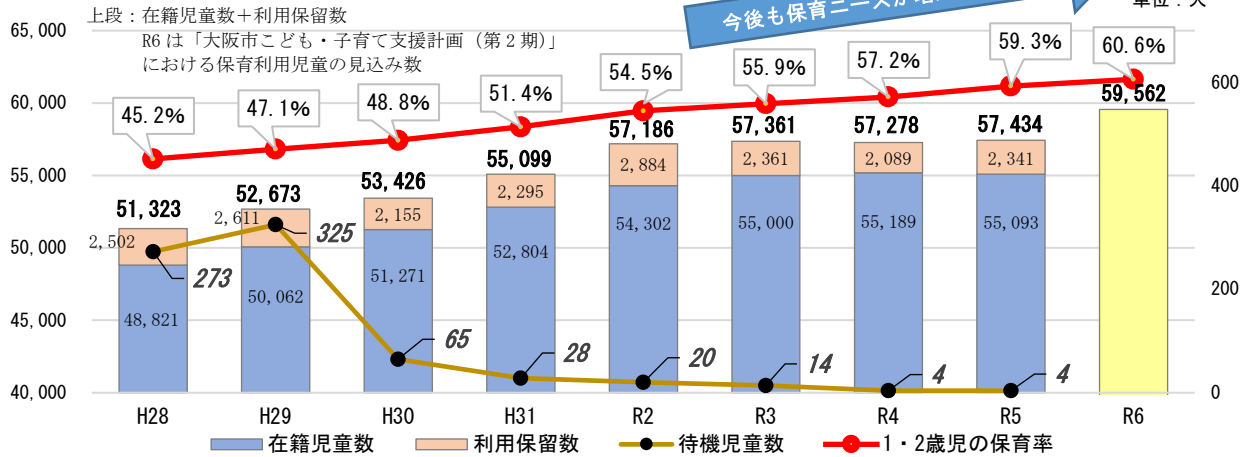
- 都心部では、公定価格における賃借料加算単価が**実勢賃料と乖離しており、賃貸物件を活用した施設整備が進まない大きな要因となっているため、加算額を東京都、埼玉県等と同額とするなど実情に合った金額とすべきである**。また、分園が設置された保育所の賃借料加算単価については、分園単独での加算となっていないため、**分園ごとの規模に応じた加算認定、かつ、小規模保育事業所並みの単価へ引上げが必要である**。

(安全・安心に保育できる環境の確立)

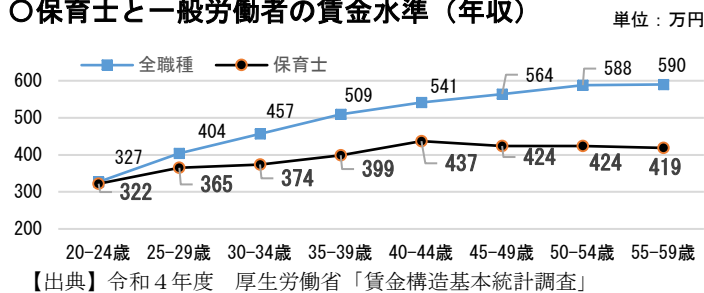
- 保育士配置基準については、国が「こども・子育て政策の強化について(試案)」を公表し、改善案が示されたところではあるが、**特に1歳児の保育士配置基準の改善については、こどもの命を守り、安全・安心な保育を提供し、保育士の負担軽減を図るため、早急に実現すること**。
- 低年齢児の対応やきめ細かな調理・アレルギー対応等の充実を図るため、公定価格において、**看護師配置のための加算制度創設、栄養士の週5日勤務が可能となる栄養管理加算の単価引上げ、0歳児の保育士等加配の加算制度創設が必要である**。
- 保育の質の確保・向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審の義務付けと経費の全額財政措置に加え、**国において評価機関・評価調査者の養成に取り組むべきである**。
- 事故発生時に適切な救命処置を可能にするため、**普通救命講習等の受講義務付けと講習実施費用の財政措置を図るべきである**。

担当：こども青少年局

○保育ニーズの状況（各年4月1日現在）



○保育士と一般労働者の賃金水準（年収）



○賃貸物件による保育所整備の場合

（※令和5年度基準額（定員60人））

	賃貸物件での 整備補助	実際に必要な額
整備費 (改修費)	基準額 63,882千円 (3/4補助)	約109,000～ 188,000千円
給付費※ (賃借料加算)	月額 264千円 (10/10交付)	月727～ 3,960千円

○居室面積基準緩和と特例措置活用事例

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
国基準定員	6人	12人	12人	13人	13人	13人	69人
入所児童数	6人	14人	14人	13人	14人	13人	74人
うち特例措置による 入所児童数	0人	2人	2人	0人	1人	0人	5人
児童1人あたり 平均面積	3.3㎡	2.82㎡	1.69㎡	1.98㎡	1.83㎡	1.98㎡	
国面積基準	3.3㎡			1.98㎡			

＜抱える課題等＞

- 進級できない児童が発生
- （令和4年4月現在）適用児童数660人
- 一律に本市下限(1.65㎡)まで受け入れているのではなく、入所待ちの数人等に活用
- 居室面積基準緩和の特例が措置されない場合、入所枠の弾力的な運用ができなくなり、待機児童の発生につながる。
- 特例措置は、きょうだい入所に活用できるなど、多様な保護者ニーズへの対応にも有効

○給付費における賃借料加算区分・加算額

（令和5年度基準額（定員60人））

区分	都道府県	加算月額	R4地価公示(㎡)
a地域	東京都	486千円 (@8,100 ×60人)	東京都 1132.8千円
	神奈川県		横浜市 341.3千円
	埼玉県		さいたま市 310.5千円
	千葉県		千葉市 158.3千円
b地域	大阪府	264千円 (@4,400 ×60人)	大阪市 833.2千円
	奈良県		奈良市 137.1千円
	滋賀県ほか		大津市 97.1千円

○自己所有による保育所整備の場合

- ※1 補助金：令和5年度基準（定員82人、土地借料加算なし）
- ※2 整備費用平均：令和4年度実績（5施設、定員平均82人、土地賃借経費除く）

民間保育所整備補助金(※1)			実際に必要な額(※2)		
補助基準額	232百万円		整備費用平均	304百万円	
補助金	174百万円	75%	補助金	166百万円	55%
法人負担	58百万円	25%	法人負担	138百万円	45%

○安全・安心な保育環境向上のための財政措置

	現行国制度	本市要望
1歳児の保育士	6:1 (5:1)〔注〕	5:1
0歳児の保育士	3:1	3:1+α ※保育士、子育て支援員等 (パートを含む)を加配 (公定価格に加算)
看護師	配置なし	1名配置 (公定価格に加算)
栄養士	週3日勤務の 職員配置 (栄養管理加算)	週5日勤務の 職員配置 (加算単価の引き上げ)

〔注〕国が追加財源(0.3兆円超)を確保し実施するとしている配置基準

○教育・保育施設等における年齢別死亡事故件

(H27～R3:内閣府 HP「教育・保育施設等における事故報告集計」より)

